

第152回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時 開場:午前9時

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル
大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分までに

議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.nippon-soda.co.jp/>

【お土産中止】株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4041/>



これからの100年に向けた 新スローガン・ロゴマークについて

かがくで、
かがやく。

2020年2月1日、私たち日本曹達は創立100周年を迎えました。

積み重ねてきた化学の力をいっそう磨き上げながら、

未来の社会を照らし、私たち自身もかがやき続けていきたい——。

そんな思いを「かがくで、かがやく。」という

スローガンに込めました。

目次

第152回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件	16
事業報告	19
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第152回定時株主総会を2021年6月29日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2021年6月14日

代表取締役社長 **阿賀英司**



第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

郵送（書面）による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる 議決権行使の場合



5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

記

1 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項 ■ 報告事項

1. 第152期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

以上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の体制及び方針、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、個別の株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL https://www.nippon-soda.co.jp/financial_fact/index.html）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
(2) 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

※郵送（書面）による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

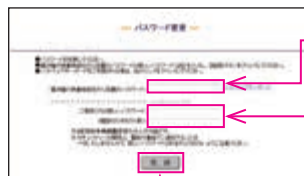
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は剰余金の処分に関して、基本的に収益動向を踏まえ、安定配当の維持、株主資本の充実、財務体質の改善等の観点から総合的に判断したいと考えております。内部留保資金は、高付加価値製品開発及び競争力強化のための研究開発投資や設備投資、M&A等に充当することとしております。

当事業年度におきましては、農業化学品事業において輸出向け販売が堅調に推移したことなどから、期末配当につきましては、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。これにより当事業年度の年間配当金は、中間配当金40円と合わせ、1株につき110円（前期比30円の増配）となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 70円 配当総額 1,980,426,070円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	いし い あきら 石 井 彰	代表取締役 取締役会長	再任
2	あ が えい じ 阿 賀 英 司	代表取締役 取締役社長	再任
3	たか の いずみ 高 野 泉	取締役 常務執行役員 (技術統括兼購買・物流部担当兼RC推進部担当 兼貿易管理室長兼研究開発本部長)	再任
4	まち い きよ たか 町 井 清 貴	取締役 常務執行役員 (管理統括兼CSR推進統括兼内部統制監査室担当)	再任
5	さ さ べ おさむ 笹 部 理	執行役員 (経営企画室長兼DX推進グループリーダー)	新任
6	やま ぐち じゅん こ 山 口 純 子	取締役 (社外取締役)	再任 独立 社外
7	つち や みつ あき 土 屋 光 章	取締役 (社外取締役)	再任 独立 社外
8	しも い で のぶ ゆき 下 出 信 行	取締役 常務執行役員 (経営企画室担当)	再任

候補者番号

1

いし い あきら
石井 彰

再任

1953年7月8日生

取締役在任期間 **12年**

所有する当社株式の数 **18,800株**

2020年度における
取締役会への出席状況 **16/16回**



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2001年4月 機能化学品事業部スペシャリティケミカルズグループリーダー
2004年4月 高岡工場総務部長
2007年6月 経営企画室長
2009年4月 人事室長
2009年6月 取締役経営企画室、関連事業室担当兼人事室長
2011年4月 取締役経営企画室担当兼人事室長
2011年6月 取締役企画担当兼人事室長
2013年4月 取締役農業化学品事業部長
2013年6月 取締役常務執行役員農業化学品事業部長
2015年6月 代表取締役 取締役社長
2021年4月 代表取締役 取締役会長
現在に至る

取締役候補者とした理由

石井彰氏は、化学品営業のグループリーダー、経営企画室長、人事室長、農業化学品事業部長を経験するなど豊かな経験・知見を有し、経営トップとして日本曹達グループ全体を牽引しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あ が え い じ
阿 賀 英 司

再任

1963年1月1日生

取締役在任期間 1年

所有する当社株式の数 2,300株

2020年度における
取締役会への出席状況 12/12回
(当社取締役就任以降)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2010年4月 化学品事業部化成品グループリーダー
2012年2月 Alkaline SAS出向 Executive Vice President
2015年4月 当社化学品事業部企画・管理室長
2017年4月 執行役員化学品事業部長兼大阪支店担当
2018年4月 執行役員化学品事業部長
2020年4月 執行役員人事室担当
2020年6月 取締役執行役員営業統括兼人事室担当兼購買・物流部担当
2021年4月 代表取締役 取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

阿賀英司氏は、海外グループ法人の経営や営業統括及び人事等の経験を有し、2021年4月1日より当社代表取締役社長として日本曹達グループ全体を牽引していることから、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

たかの
高野
いずみ
泉

再任

1958年7月13日生

取締役在任期間 **2年**

所有する当社株式の数 **3,500株**

2020年度における
取締役会への出席状況 **16/16回**



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2005年4月 高岡工場製造部長
2010年4月 生産技術本部生産企画管理部長
2012年4月 水島工場長
2015年4月 執行役員高岡工場長
2018年4月 上席執行役員研究開発本部長
2019年6月 取締役上席執行役員研究開発本部長
2020年4月 取締役常務執行役員研究開発本部長兼生産技術本部長
2021年4月 取締役常務執行役員技術統括兼購買・物流部担当兼R C推進部担当兼貿易管理室長兼研究開発本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

高野泉氏は、本社及び工場部門の生産及び研究開発本部長の経験を有し、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

まち い きよ たか
町井清貴

再任

1960年4月27日生

取締役在任期間 2年

所有する当社株式の数 3,100株

2020年度における
取締役会への出席状況 16/16回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2013年4月 農業化学品事業部海外営業グループリーダー
- 2014年4月 農業化学品事業部海外営業一部長
- 2015年4月 経営企画室長
- 2016年4月 執行役員総合企画室長
- 2018年4月 執行役員総務・人事室長
- 2019年6月 取締役執行役員管理統括（総務・人事・経理）兼C S R推進統括兼総務・人事室長
- 2020年4月 取締役常務執行役員管理（秘書・人事・総務・経理）、C S R推進統括兼内部統制監査室、R C推進部担当
- 2020年6月 取締役常務執行役員C S R推進統括兼内部統制監査室、秘書室、総務部、経理部、R C推進部担当兼貿易管理室長
- 2021年4月 取締役常務執行役員管理統括兼C S R推進統括兼内部統制監査室担当現在に至る

（重要な兼職の状況）

日曹達貿易（上海）有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

町井清貴氏は、海外現地法人代表や農業化学品事業部の営業部長及び企画・人事・総務等の経験を有しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ささ
べ
笹部

おさむ
理

新任

1963年5月14日生

取締役在任期間 0年

所有する当社株式の数 2,000株

2020年度における
取締役会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2012年 4月 情報システム部長
- 2016年 4月 経理部長
- 2018年 4月 総合企画室長
- 2019年 4月 執行役員総合企画室長
- 2020年 4月 執行役員経営企画室経営企画グループリーダー兼DX推進グループリーダー
- 2021年 4月 執行役員経営企画室長兼DX推進グループリーダー
現在に至る

取締役候補者とした理由

笹部理氏は、営業部門の経験や、情報システム・経理・総合企画等の経験も有しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

やまぐちじゅんこ
山口純子

(戸籍上の氏名：岸本純子)

再任

独立

社外

1956年6月19日生

社外取締役在任期間

2年

所有する当社株式の数

300株

2020年度における
取締役会への出席状況

16/16回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
- 1993年3月 同社大宮支店企業通信営業部長
- 1999年7月 NTTコミュニケーションズ株式会社コンシューマ&オフィス事業部
担当部長
- 2003年7月 NTTレゾナント株式会社インキュベーション開発部門長
- 2007年4月 一般財団法人マルチメディア振興センター情報通信研究部長
- 2014年6月 株式会社NTT東日本 - 南関東常勤監査役
- 2018年6月 株式会社NTT東日本 - 南関東シニアアドバイザー
- 2019年6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口純子氏は、他社における営業部門や開発部門をはじめとした実務経験及び監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制がさらに強化され、また、業務執行から独立した視点から利益相反等の経営の監督とチェック機能の維持、向上に引き続き貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

つち や みつ あき
土屋 光 章

再任

独立

社外

1954年5月1日生

社外取締役在任期間 1年

所有する当社株式の数 200株

2020年度における
取締役会への出席状況 12/12回
(当社取締役就任以降)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2000年9月 株式会社みずほホールディングスALM企画部長
- 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行秘書室長
- 2004年4月 同行執行役員秘書室長
- 2006年3月 同行常務執行役員営業担当役員
- 2008年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員
- 2008年6月 同行代表取締役副社長
- 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員
- 2011年6月 同行取締役副社長
- 2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長
- 2012年6月 日本原子力発電株式会社社外監査役
現在に至る
- 2017年6月 株式会社国際協力銀行社外監査役
現在に至る
- 2017年6月 朝日工業株式会社社外取締役監査等委員
- 2017年6月 第一リース株式会社監査役
- 2019年6月 合同製鐵株式会社社外取締役
現在に至る
- 2020年6月 当社社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 日本原子力発電株式会社 社外監査役
- 株式会社国際協力銀行 社外監査役
- 合同製鐵株式会社 社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

土屋光章氏は、金融機関及び事業会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づいた当社の経営全般に対する有益な助言と、業務執行から独立した視点から利益相反等の経営の監督とチェック機能の維持、向上に引き続き貢献いただくことなどを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

しも いで のぶ ゆき
下 出 信 行

再任

1960年9月24日生

取締役在任期間 2年

所有する当社株式の数 3,400株

2020年度における
取締役会への出席状況 16/16回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2013年 4月 経営企画室長
2015年 4月 執行役員経営企画室担当兼関連事業室担当
2016年 4月 執行役員社長付（特命担当）（2019年3月まで）
2016年 6月 日曹エンジニアリング株式会社常務取締役（兼職）（2019年3月まで）
2019年 4月 当社常務執行役員総合企画室担当
2019年 6月 取締役常務執行役員企画統括（総合企画、IT企画）兼内部統制監査室担当
2020年 4月 取締役常務執行役員経営企画室長
2021年 4月 取締役常務執行役員経営企画室担当
現在に至る

（重要な兼職の状況）

日曹南海アグロ株式会社 代表理事社長

取締役候補者とした理由

下出信行氏は、化学品事業における経験や、総合企画の担当としてグループ全般の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

（注1）上記候補者全員と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

（注2）山口純子氏及び土屋光章氏は、社外取締役候補者であります。

（注3）山口純子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、土屋光章氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

（注4）当社は、山口純子氏及び土屋光章氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。原案どおり山口純子氏及び土屋光章氏の再任が承認された場合、当社は両氏と同様の契約を締結する予定であります。また、下出信行氏の再任が承認された場合、同氏は取締役（非常勤）の取締役となる予定であることから、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

（注5）当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補されることとされております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当社は2021年6月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

（注6）当社は、山口純子氏及び土屋光章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり山口純子氏及び土屋光章氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第147回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）と執行役員および参与を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）を対象とした本制度の導入について改めてご承認をいただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役（下記2.（1）の本制度の対象者である取締役をいいます。以下断りが無い限り、同じとします。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定するとともに対象取締役についての一部表記補正のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみにならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知34頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額350百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額および具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます）を通じて取得され、対象者の退任時に当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

(1) 本制度の対象者	取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除きます）、執行役員および参与
(2) 信託金額の上限	対象期間（3事業年度）ごとに206百万円（注1）（注2）
(3) 給付される当社株式等の数の上限	役員等株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントを付与。付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。（注3） なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は16,320ポイントを上限とし、執行役員および参与に付与される1事業年度当たりのポイント数は11,160ポイントを上限とする。（注4）
(4) 当社株式の取得方法および取得株式数	(2)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（注5） なお、役員等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり27,480ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は82,440株となる。
(5) 当社株式等の給付	役員等が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式を本信託から給付。（注6）

(注1) 当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および以後の原則として、3事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく役員等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（206百万円）を拠出し、役員等を退任した者のうち一定の要件を満たす者を受益者として本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式370,000株を取得しましたが、その後、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、これを考慮すると74,000株を取得したこととなります。

(注2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます）および金銭（以下、「残存株式等」といいます）があるときは、残存株式等の金額（株式については、当該対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します）と、追加拠出される金額の合計金額は、206百万円（うち取締役分として122百万円）を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について、合理的な調整を行います。

(注4) 役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（27,480株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.1%です。

(注5) 本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(注6) 役員等株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該役員等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式を退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

また、ポイントの付与を受けた役員等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

役員等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、役員等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う経済活動の停滞により景気が悪化し、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、長期経営ビジョン（2021年3月期～2030年3月期）および中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）を策定し、企業価値の向上に向けた諸施策に全力で取り組みました。

当連結会計年度は、化学品事業及び商社事業において販売が減少するとともに、建設事業においてプラント建設工事が減少したものの、農業化学品事業において輸出向け販売が堅調に推移したことなどにより、売上高は1,393億6千3百万円（前年度比3.7%減）、営業利益は99億8千万円（前年度比22.7%増）、経常利益は127億4千3百万円（前年度比23.6%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、カセイカリ及び周辺事業の構造改革に伴う減損損失、並びに化成品に関連する一部設備（固定資産）の減損損失を計上したことなどにより、73億6千万円（前年度比8.9%増）となりました。

2020年度連結業績

売上高

139,363百万円

前年度比 3.7%減 ↓

営業利益

9,980百万円

前年度比 22.7%増 ↑

経常利益

12,743百万円

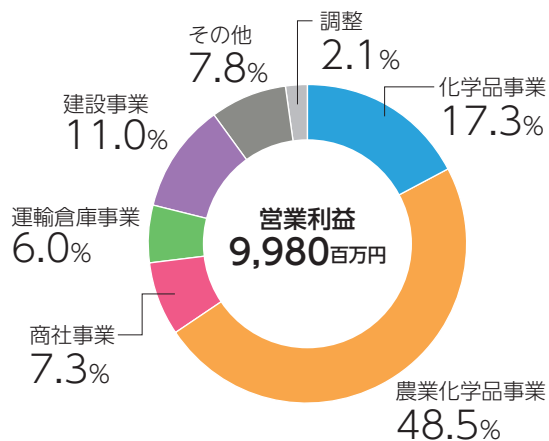
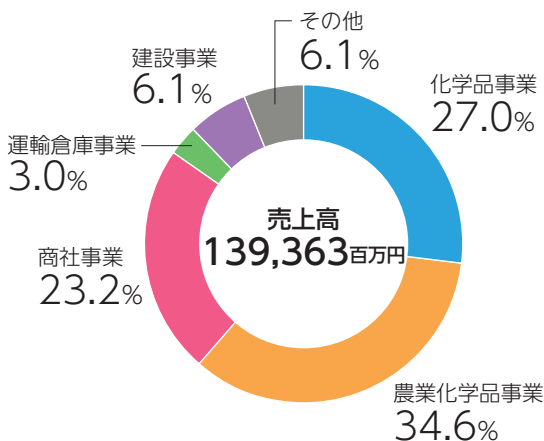
前年度比 23.6%増 ↑

親会社株主に帰属する当期純利益

7,360百万円

前年度比 8.9%増 ↑

事業部門別の売上高・営業利益



	売上高 (百万円)			営業利益 (百万円)		
	151期	152期	前年度比	151期	152期	前年度比
化学品事業	40,385	37,569	7.0%減	2,217	1,722	22.3%減
農業化学品事業	43,388	48,204	11.1%増	2,240	4,837	115.9%増
商社事業	34,995	32,316	7.7%減	637	730	14.6%増
運輸倉庫事業	4,195	4,224	0.7%増	492	599	21.7%増
建設事業	14,423	8,507	41.0%減	1,677	1,103	34.3%減
その他	7,350	8,540	16.2%増	644	781	21.3%増

化学品事業

化学品事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動の停滞により、工業薬品や化成品などの販売が減少しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は375億6千9百万円（前年度比7.0%減）、営業利益は17億2千2百万円（前年度比22.3%減）となりました。

工業薬品	カセイソーダが減少したことにより、減収となりました。
化成品	二次電池材料や特殊イソシアネートが減少したことにより、減収となりました。
機能材料	K r F フォトレジスト材料「V P ポリマー」が増加したことにより、増収となりました。
エコケア製品	水処理剤「日曹ハイクロン」が減少したことにより、減収となりました。
医薬品・工業用殺菌剤	医薬品添加剤「N I S S O H P C」が伸長したものの、医薬品原体や工業用殺菌剤などが減少したことにより、減収となりました。

農業化学品事業

農業化学品事業におきましては、殺虫剤「モスピラン」の輸出向けが伸長しました。また2020年10月より新規殺ダニ剤「ダニオーテ」の販売を、2021年2月より新規殺菌剤「ミギワ」の販売を開始しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は482億4百万円（前年度比11.1%増）、営業利益は48億3千7百万円（前年度比115.9%増）となりました。

殺菌剤	「ミギワ」の販売を開始したことにより、増収となりました。
殺虫剤・殺ダニ剤	殺虫剤「モスピラン」の輸出向けの伸長や、新規殺ダニ剤「ダニオーテ」の販売を開始したことにより、増収となりました。
除草剤	「ナブ」の輸出向けや「コンクルード」が増加したことにより、増収となりました。

商社事業

各種無機・有機薬品などが減少したものの、諸経費の減少により、当連結会計年度の売上高は323億1千6百万円（前年度比7.7%減）、営業利益は7億3千万円（前年度比14.6%増）となりました。

運輸倉庫事業

運送業は減少したものの、倉庫業が堅調に推移したことなどにより、当連結会計年度の売上高は42億2千4百万円（前年度並み）、営業利益は5億9千9百万円（前年度比21.7%増）となりました。

建設事業

プラント建設工事の減少により、当連結会計年度の売上高は85億7百万円（前年度比41.0%減）、営業利益は11億3百万円（前年度比34.3%減）となりました。

その他

当連結会計年度の売上高は85億4千万円（前年度比16.2%増）、営業利益は7億8千1百万円（前年度比21.3%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、各種製品製造設備の合理化及び維持更新を中心に77億1千8百万円の設備投資を行いました。さらに、増産設備及び新規製品の量産設備の工事が完成に向けて大きく進んでおります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が長期化する可能性もあり、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中ではありますが、当社グループといたしましては、長期経営ビジョン（2021年3月期～2030年3月期）および中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）の達成に向け、企業価値の向上に向けた諸施策を全力で実行に移しております。

当連結会計年度においては、90年以上稼働を続けてきた当社の大型製品であったカセイカリ及びその周辺事業を抜本的に見直す構造改革を実行しております。

一方で、化学品事業におきましては、医薬品添加剤「N I S S O H P C」の拡販と二次電池材料の回復を見込んでおります。また、農業化学品事業におきましては、輸出向け販売の減少を見込むものの、新規自社開発農薬である殺ダニ剤「ダニオーテ」、殺菌剤「ミギワ」の拡販に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第149期	2018年度 第150期	2019年度 第151期	2020年度 第152期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	141,230	145,663	144,739	139,363
経常利益 (百万円)	9,204	8,888	10,312	12,743
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,378	5,802	6,759	7,360
1株当たり当期純利益 (円)	211.35	192.27	224.28	255.17
総資産 (百万円)	219,457	216,212	210,556	227,975
純資産 (百万円)	144,801	144,916	144,440	149,203

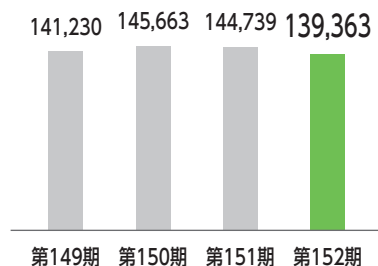
(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注2) 2018年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び株式併合（5株を1株に併合）を実施しております。第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注3) 2016年度より取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向株式給付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の計算において控除する自己株式に含めております。

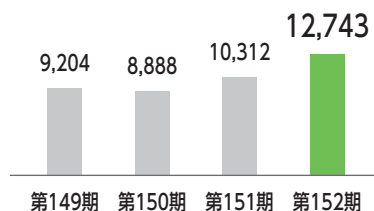
売上高

(単位：百万円)



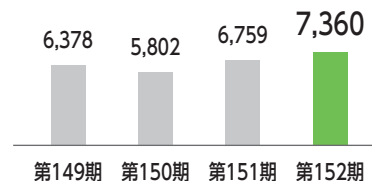
経常利益

(単位：百万円)



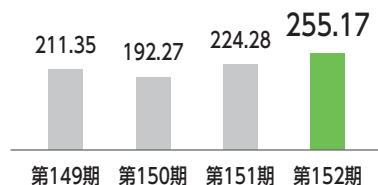
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



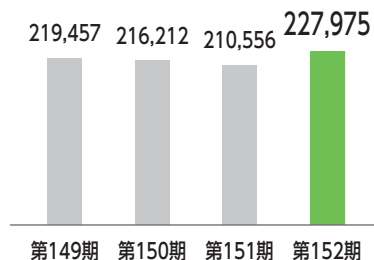
1株当たり当期純利益

(単位：円)



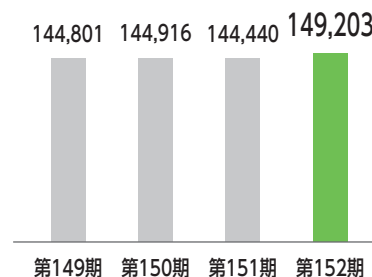
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日曹商事株式会社	百万円 401	% 79.00 ※ (22.08)	化学薬品及び合成樹脂他購入販売
三和倉庫株式会社	1,831	100.00	倉庫、運輸及び保険代理業
日曹エンジニアリング株式会社	1,000	100.00	各種産業設備の総合的計画・設計・建設及びコンサルタント
日曹金属化学株式会社	100	100.00	亜鉛合金等の加工販売・化学製品の製造販売及び産廃物処理
ニッソーファイン株式会社	100	100.00	化学品の製造受託、化学製品・樹脂成形品の製造販売

(注1) ※印は子会社の保有分を内数で示しております。

(注2) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

化学品事業	工業薬品	カセイソーダ 液化塩素 塩酸 カセイカリ 炭酸カリ	青化ソーダ 青化カリ 塩化アルミ オキシ塩化燐 三塩化燐
	化粧品	金属ナトリウム 特殊イソシアネート アルコール	有機チタン 顔色剤
	機能材料	NISSO-PB VPポリマー	チタボンド ビストレイター
	エコケア製品	日曹ハイクロン 日曹メルサン テイクワン	ハイジオン ヌメリ取り剤
	医薬品・医薬中間体	NISSO HPC 日曹DAMN	ファロペネムナトリウム NISSO SSF
	工業用殺菌剤	ベストサイド バイオカット	ミルカット
農業化学品事業	殺菌剤	トップジンM ベフラン ベルコート ピシロック トリフミン パンチョ ミギワ	アグリマイシン アグロケア(生物農薬) マスタピース(生物農薬) ファンタジスタ ムッシュボルドー ラビライト
	殺虫・殺ダニ剤	モスピラン ニッソラン ダニオーテ ロムダン	グリーンガード コテツ フェニックス
	除草剤	ナブ ホーネスト コンクルード	エイゲン アルファード
	その他	くん煙剤	
商社事業	化学品 機能製品	合成樹脂 産業機器・装置	建設関連製品
運輸倉庫事業	倉庫・運送業務		
建設事業	プラント建設 土木建築		
その他の	非鉄金属事業 環境開発事業ほか		

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社	本社	東京都千代田区	
	支店	大阪支店	大阪市中央区
	工場	二本木工場	新潟県上越市
		高岡工場	富山県高岡市
		水島工場	岡山県倉敷市
		千葉工場	千葉県市原市
	営業所	札幌営業所	札幌市中央区
		仙台営業所	仙台市青葉区
		関東営業所	さいたま市大宮区
		高岡営業所	富山県高岡市
		福岡営業所	福岡市中央区
	研究所	小田原研究所	神奈川県小田原市
		千葉研究所	千葉県市原市
② 子会社			
日曹商事株式会社	本社	東京都中央区	
三和倉庫株式会社	本社	東京都港区	
日曹エンジニアリング株式会社	本社	東京都千代田区	
日曹金属化学株式会社	本社	東京都中央区	
ニッソーファイン株式会社	本社	東京都中央区	
ほか			

(ご参考) 組織改定により、2021年4月1日付で小田原研究所と千葉研究所を統合し「小田原研究所」としました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数
化 学 品 事 業	800名
農 業 化 学 品 事 業	629
商 社 事 業	157
運 輸 倉 庫 事 業	222
建 設 事 業	191
そ の 他	170
全 社 (共 通)	601
合 計	2,770

(注) 全社（共通）として記載されている従業員数は、事業別に区分できない管理部門等に所属している人数です。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,958百万円
農 林 中 央 金 庫	8,812
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,385
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,012

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は連結子会社である上越日曹ケミカル株式会社と2020年4月1日に合併いたしました。

2 | 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,391,807株(自己株式1,100,006株を含む)
- (3) 株主数 13,150名(前期末比221名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,992千株	7.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,967千株	6.95%
三井物産株式会社	1,015千株	3.59%
日本曹達取引先持株会	956千株	3.38%
農林中央金庫	884千株	3.13%
株式会社みずほ銀行	816千株	2.89%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	809千株	2.86%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380684	670千株	2.37%
損害保険ジャパン株式会社	513千株	1.81%
株式会社りそな銀行	480千株	1.70%

(注1) 当社は、自己株式を1,100,006株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
自己株式には、役員向け株式給付信託による保有株式69,840株は含んでおりません。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、株式給付信託（ＢＢＴ）を導入しております。同制度に基づき当事業年度中に交付された株式の数及び株式の交付を受けた者の人数は以下のとおりです。

	株式の数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	当社普通株式 600株	1名

(注) 上記以外の会社役員に対する株式報酬制度はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

	地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
	代表取締役 取締役社長	石 井 彰	
	取締役 常務執行役員	下 出 信 行	経営企画室長 日曹南海アグロ株式会社 代表理事社長
	取締役 常務執行役員	高 野 泉	研究開発本部長兼生産技術本部長
	取締役 常務執行役員	町 井 清 貴	C S R 推進統括兼内部統制監査室、秘書室、総務部、経理部、R C 推進部担当兼貿易管理室長 日曹達貿易（上海）有限公司 董事長
※	取締役 執行役員	阿 賀 英 司	営業統括兼人事室担当兼購買・物流部担当
	取締 役	山 口 純 子	
※	取締 役	土 屋 光 章	日本原子力発電株式会社 社外監査役 株式会社国際協力銀行 社外監査役 合同製鐵株式会社 社外取締役
	取締 役	瓜 生 博 幸	非常勤 三和倉庫株式会社 代表取締役社長
※	取締 役 (常勤監査等委員)	青 木 啓 値	
※	取締 役 (監査等委員)	荻 茂 生	荻公認会計士事務所長 アルコニックス株式会社 社外監査役
※	取締 役 (監査等委員)	脇 陽 子	虎ノ門南法律事務所 弁護士（パートナー） 株式会社ヒガシトウエンティワン 社外取締役

(注1) 2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

(注2) ※印の取締役は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(注3) 山口純子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は岸本純子氏であります。

脇陽子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は近藤陽子氏であります。

(注4) 取締役山口純子氏、土屋光章氏、荻茂生氏及び脇陽子氏は社外取締役であり、当社は全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(注5) 取締役大久保俊美知氏、辻川立史氏、成川哲夫氏、監査役小林充氏、青木啓値氏、村上政博氏及び荻茂生氏は任期満了により、2020年6月26日に選任いたしました。なお、上記のとおり青木啓値氏及び荻茂生氏は、新たに取締役（監査等委員）として選任され就任いたしました。

(注6) 取締役（監査等委員）荻茂生氏は、会計士として国際的な金融商品取引に関する会計処理を含め豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注7) 当社の監査等委員会は、経営会議その他の重要な会議等への出席による情報収集と共有、並びに内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、青木啓値氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(注8) 当社は、社外取締役山口純子氏、土屋光章氏、荻茂生氏及び脇陽子氏及び非常勤取締役瓜生博幸氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(注9) 当社は当社及び当社の国内連結子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、保険料は当社及び各社が負担しております。

(ご参考) 2021年4月1日付で役員の異動を行い、取締役及び執行役員の担当が次のとおりとなっています。

氏名	役職
石井 彰	代表取締役 取締役会長
阿賀 英司	代表取締役 取締役社長
下出 信行	取締役 常務執行役員 経営企画室担当
高野 泉	取締役 常務執行役員 技術統括兼購買・物流部担当兼R C推進部担当兼貿易管理室長兼研究開発本部長
町井 清貴	取締役 常務執行役員 管理統括兼C S R推進統括兼内部統制監査室担当
山口 純子	取締役 (社外取締役)
土屋 光章	取締役 (社外取締役)
瓜生 博幸	取締役 (非常勤)
青木 啓値	取締役 監査等委員 (常勤)
荻 茂生	取締役 監査等委員 (社外取締役)
脇 陽子	取締役 監査等委員 (社外取締役)



辻川立史	常務執行役員 ※NCE社長兼NAI会長（兼職）
渡辺敦夫	執行役員 生産技術本部長兼生産企画管理部長
立花輝雄	執行役員 二本木工場長
赤川彰一	執行役員 化学品事業部長兼大阪支店長
溝口正士	執行役員 農業化学品事業部長
笹部理	執行役員 経営企画室長兼DX推進グループリーダー
清水修	執行役員 総務担当兼経理部長
赤塚和則	執行役員 高岡工場長
堀信之	執行役員 ニッソーファイン株式会社 常務取締役（兼職）
畑山正次	執行役員 研究開発本部小田原研究所長
宮澤靖之	執行役員 千葉工場長

(※) NCE: NISSO CHEMICAL EUROPE GmbH
NAI: NISSO AMERICA, INC.

(2) 取締役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の4種類の報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本報酬の決定方針

役割と役位に応じて金額を決定する。

b. 業績連動報酬の決定方針

当該事業年度の成果・業績を示す指標を利用し、下記算式により算出する。

<算式>

前年度業績連動報酬額 + 当該年度業績連動加減額

※当該年度業績連動加減額

連結経常利益増減額と単体営業利益増減率の2指標により算出する。

c. 評価報酬の決定方針

各取締役が期初に立てた目標の到達度により算出する。

d. 株式報酬の決定方針

中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして機能するよう、株式給付信託を導入している。役位に応じたポイント制となっており、下記算式により算出されたポイントを付与する。

<算式>

役位別基準ポイント × 当該年度指標係数

※当該年度指標係数

・当該事業年度のROE

・連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当該事業年度実績の増減額）

上記2指標を指標とするマトリクステーブルにより、0～150%の範囲内で決定する。

e. 報酬の種類毎の割合の決定方針

基本報酬：業績連動報酬：評価報酬：株式報酬の割合が、概ね60～65%：25～30%：5～10%：5%前後となるように支給する。

f. 報酬を与える時期または条件の決定方針

基本報酬・業績連動報酬・評価報酬は、月例の固定報酬とする。株式報酬は毎年定時株主総会日にポイントを付与し、取締役退任時に、累積ポイントに準じた当社株式（一部現金）を給付する。ただし、取締役による健全な職務執行を促すため、受給予定者による非違行為等があった場合は、給付を受ける権利が取得できない場合がある。

g. 個人別報酬の内容の決定方法

個人別の報酬額については上記の基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の内容に関する取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な決定権限の委任を受けるものとする。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は当該金額の決定に先立ち、指名・報酬諮問委員会への説明・審議を経て、その了承を得るべきこととする。

イ. 報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	213 (21)	140 (21)	66 (-)	6 (-)	11 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (16)	36 (16)	- (-)	- (-)	3 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	18 (11)	18 (11)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	268 (50)	195 (50)	66 (-)	6 (-)	18 (8)

(注1) 上記員数及び報酬等の額には、2020年6月26日任期満了により退任した取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）を含んでおります。

(注2) 当社は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

(注3) 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の成果、業績を示す指標を利用し、次の算式により算出いたします。

・前年度業績連動報酬＋※当該年度業績連動加減額＝当該年度業績連動報酬

当該年度業績連動加減額とは、①連結経常利益増減額及び②単体営業利益増減率の2指標により算出されるものであります。当該2指標は、連結業績及び単体業績の達成度を測る指標であり、各役員の成果・貢献度を評価するのに適切であることから、業績連動報酬に係る指標として選定しております。なお、営業部門の役員については、これらの指標の他に、それぞれの担当部門の業績を加味しております。

連結経常利益増減額及び単体営業利益増減率の2021年3月期の実績は、次のとおりです。

- ・連結経常利益増減額 2,431百万円
- ・単体営業利益増減率 35.2%

(注4) 当社は業績連動型株式報酬として、株式給付信託（B B T）を導入しております。株式給付信託（B B T）の概要は、「ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上記には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上額を記載しております。

(注5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

また、当該報酬限度額とは別枠で、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の導入を決議いただいております。当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに206百万円（うち、取締役分122百万円）を上限とした資金を拠出する旨、決議いただいております。なお、当該株主総会決議に係る当該報酬制度の対象者である取締役の員数は5名であります。

(注6) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(注7) 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第143回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る監査役の員数は4名であります。

(注8) 取締役会は、代表取締役社長 石井 彰に対し、各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。なお、石井 彰は2021年4月1日付で代表取締役会長に就任致しました。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）荻茂生氏が事務所長を務める荻公認会計士事務所と当社の間には開示すべき関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

①取締役土屋光章氏が社外監査役を務める日本原子力発電株式会社及び株式会社国際協力銀行並びに同氏が社外取締役を務める合同製鐵株式会社と当社の間には開示すべき関係はありません。

②取締役（監査等委員）荻茂生氏が社外監査役を務めるアルコニックス株式会社と当社の間には開示すべき関係はありません。

③取締役（監査等委員）脇陽子氏が社外取締役を務める株式会社ヒガシトゥエンティワンと当社との間には開示すべき関係はありません。

ウ. 当事業年度における活動状況

当事業年度に開催された16回の取締役会のうち、取締役山口純子氏が16回、土屋光章氏が12回（同氏が当社取締役に就任した2020年6月26日以降の取締役会開催は12回です）、取締役（監査等委員）荻茂生氏が16回（うち4回は監査等委員会設置会社移行前に監査役として）、脇陽子氏が12回（同氏が当社取締役に就任した2020年6月26日以降の取締役会は12回です）出席いたしました。各氏とも必要がある場合に、決議事項または報告事項について、それぞれ社外取締役、社外監査役としての独立性の立場から質問し、または意見を述べました。

監査等委員会設置会社に移行した2020年6月26日以降に開催された12回の監査等委員会のうち、荻茂生氏は12回、脇陽子氏は12回出席いたしました。主に監査の方法、監査等委員会の運営及び監査報告等について質疑応答及び意見交換を行い、適宜意見を述べました。

監査等委員会設置会社に移行した2020年6月26日以前に開催された4回の監査役会のうち、荻茂生氏は4回出席いたしました。各監査役からの報告内容について質疑応答及び意見交換を行い、監査の方法、監査役の職務執行及び監査報告等について協議いたしました。

この他、経営トップとの定期的な意見交換を実施するとともに、インターネット等の手段を活用しながら業務及び財務の状況を調査し、またグループ関連会社の代表取締役等から事業の報告を受け意見交換を行いました。

各社外取締役に期待される役割に関し、各社外取締役は、取締役会において、業務執行から独立した視点から利益相反等を含む経営の監督とチェック機能を果たし、客観性の維持、向上に貢献しております。さらに、山口純子氏及び土屋光章氏の両氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の4回中全てに出席して必要な発言を適宜行うなど、独立した立場から両氏の知識や経験を当社の役員人事や役員報酬等の決定に活かしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	67百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注2) 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準の適用に関する助言業務及び再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第399条の2第3項第2号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以上

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		139,363
売上原価		100,590
売上総利益		38,773
販売費及び一般管理費		28,793
営業利益		9,980
営業外収益		3,695
受取利息及び配当金	692	
持分法による投資利益	1,856	
その他	1,146	
営業外費用		931
支払利息	256	
その他	674	
経常利益		12,743
特別利益		135
投資有価証券売却益	124	
固定資産売却益	11	
特別損失		3,527
固定資産廃却損	380	
投資有価証券売却損	145	
減損損失	1,742	
環境対策引当金繰入額	633	
100周年記念費用	97	
損失補償金	431	
その他	97	
税金等調整前当期純利益		9,351
法人税、住民税及び事業税		2,922
法人税等調整額		△1,123
当期純利益		7,552
非支配株主に帰属する当期純利益		192
親会社株主に帰属する当期純利益		7,360

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	71,347	流動負債	35,376
現金及び預金	9,819	買掛金	7,486
受取手形	1,174	短期借入金	13,720
売掛金	32,164	リース債務	25
製品	17,992	未払金	1,053
仕掛品	311	未払費用	1,586
原材料及び貯蔵品	5,548	未払法人税等	1,438
短期貸付金	2,500	預り金	6,940
その他	1,836	賞与引当金	2,889
貸倒引当金	△1	その他	237
固定資産	107,350	固定負債	26,762
有形固定資産	50,519	長期借入金	21,000
建物	8,010	リース債務	24
構築物	5,705	繰延税金負債	2,699
機械及び装置	12,810	環境対策引当金	1,036
車両運搬具	48	資産除去債務	539
工具、器具及び備品	1,627	その他	1,462
土地	15,377	負債合計	62,139
リース資産	45		
建設仮勘定	6,894		
無形固定資産	5,162	純資産の部	
ソフトウェア	1,270	株主資本	108,060
その他	3,891	資本金	29,166
投資その他の資産	51,668	資本剰余金	24,148
投資有価証券	22,685	資本準備金	24,148
関係会社株式及び出資金	19,423	利益剰余金	58,083
前払年金費用	7,900	その他利益剰余金	58,083
その他	1,659	固定資産圧縮積立金	843
		繰越利益剰余金	57,240
資産合計	178,698	自己株式	△3,338
		評価・換算差額等	8,498
		その他有価証券評価差額金	8,528
		繰延ヘッジ損益	△29
		純資産合計	116,558
		負債・純資産合計	178,698

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		82,553
売上原価		57,346
売上総利益		25,206
販売費及び一般管理費		20,105
営業利益		5,101
営業外収益		4,712
受取利息及び配当金	2,491	
その他	2,221	
営業外費用		1,629
支払利息	229	
その他	1,399	
経常利益		8,184
特別利益		135
投資有価証券売却益	124	
固定資産売却益	11	
特別損失		3,570
減損損失	1,861	
環境対策引当金繰入額	689	
損失補償金	431	
固定資産廃却損	324	
投資有価証券売却損	145	
100周年記念費用	90	
関係会社株式評価損	10	
その他	18	
税引前当期純利益		4,750
法人税、住民税及び事業税		1,506
法人税等調整額		△787
当期純利益		4,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本曹達株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本曹達株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

日本曹達株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 青木啓値 ㊞

監査等委員 荻茂生 ㊞

監査等委員 脇陽子 ㊞

(注) 監査等委員 荻茂生及び脇陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内略図



会場

東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ 4階ホール
東京都千代田区大手町一丁目7番2号

交通のご案内

地下鉄

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線

大手町駅 **A4出口** **E1出口** 直結

J R

東京駅 **丸の内北口** より徒歩7分

NAVITIME

目的地入力は不要です!

右図を読み取りください。

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。